

平成 30 年度第 4 回練馬区文化財保護審議会会議録

- ◆ 開催日時
平成 30 年 11 月 28 日（水）午後 2 時～午後 3 時
- ◆ 開催場所
練馬区役所 901 会議室（本庁舎 9 階）
- ◆ 出席者
出席委員 3 名（会長 ほか 2 名）
区側出席者 5 名（教育長、文化・生涯学習課長、ほか職員 3 名）
- ◆ 議事
1 平成 30 年度登録文化財の答申について
2 その他
- ◆ 公開可否
原則公開（傍聴人：0 人）
- ◆ 配布資料
平成 30 年度練馬区文化財保護審議会答申（写し）
- ◆ 事務局
練馬区 地域文化部 文化・生涯学習課 伝統文化係
5984-2442

会議の要旨

<会長> 開会の挨拶

<事務局> 会議の成立について

<会長>

本日は、答申を致します。お手元に答申の写しがありますのでご覧下さい。修正については、あらかじめご意見をいただいています。

それでは、教育委員会へ今年度の答申文をお渡しします。

<会長>

答申の伝達

<教育長>

本日は、お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。只今、会長から登録文化財 2 件の答申をいただきました。今年 8 月 31 日に諮問させていただいた後、先生方におかれましては、真剣にご審議いただき、ありがとうございました。お蔭様を持ちまして、諮問させていただいた案件どおり答申をいただくことができました。改めて御礼申し上げます。

山口家資料は練馬で盛んであった種子屋の資料、金乗院山門は練馬でも由緒がある寺院の門です。答申については、今後、教育委員会に諮り、決定後は、区民の皆さんに価値をわかりやすく紹介して、まち歩きや子供たちの教育に活用していきます。

さて、文化財保護法が一部改正され、来年4月1日から施行される予定です。文化財の活用について盛り込まれた内容になると聞いております。これを受けて練馬区文化財保護条例を見直すことになるかもしれませんが、その折は、先生方のお力添えをお願いいたします。

また、第16期の練馬区文化財保護審議会委員の任期が来年3月で満期となります。委員の先生方におかれましては、是非引き続きご指導いただきたく、お願いを申し上げ、挨拶といたします。

<会長>

では、事務局から答申内容について説明をお願いします。

<事務局>

11月22日付けで、委員の皆様にご答申案をお送りしました。前回の審議会でもいただいたご意見をもとに修正した内容になっておりますので、修正した箇所について報告します。

登録1「金乗院山門」の説明書についてです。まず、事前に郵送した資料で、伊郷先生からご指摘ご意見をいただき修正した箇所がございます。「5 構造形式および大きさ」の2行目で、「屋根は切妻造り、棧瓦葺き」と表現し、文章末尾に配置していたのを、「屋根を支える」の直後の部分に移動し、「屋根は切妻造りとし、棧瓦葺きである」という表現に変えました。

答申説明書3頁の「6 説明(1) 概要」の1行目から2行目で、「この山門は、本柱が門の中心線上から本柱・控柱間の4分の1ほど前に出ている薬医門の特徴をもっている。」と修正したところ、伊郷委員にご意見いただき、「この山門は、屋根の棟の位置を本柱・控柱間の4分の1ほど前に出している薬医門である。」と直しました。同じ2行目で、「荷重が本柱に多くかかり」を「屋根の荷重は本柱に多くかかり」としました。下から5行目にある「銅版」の前に「後補の」を追加しました。3頁の最終行で「切妻屋根」の前に「また、」を追加しました。

その他に前回審議会からの修正点について報告します。

項目について、3頁の「6 説明(1) 構造」としていたのを、装飾も含めた説明のため、「6 説明(1) 概要」と修正しました。4頁の瓦の説明は、簡略にまとめてあります。

4頁での「(2) 沿革」を「(2) 建立の年代」という表現に変え、東京府文書の所蔵機関を明記し、明治22年の東京府公文書による説明も加え、また、「保存状態」の部分に記載していた、山門の風食状態から判断できる建立年代の説明文をここに移動しました。「(3) 保存状態」では、着色に関する説明を削除しました。

「7 登録理由」に、「学術的」な価値も追加しました。「9 参考文献」に、伊郷先生の報告書を明示しました。

<会長>

今の説明について何かご意見がありましたらお願い致します。

ないようでしたら私から質問させていただきます。

登録1「金乗院山門」の「(2) 建立の年代」の7行目、現存していた可能性があると思いますが、明治7年の時点で存在していたということを書くのであれば、「その時には」の方がいいでしょう。また、「山門は『表門』として記されていることから」とありますが、「表門」の位置はわかっているのですか。

<事務局>

「現存していた」という表現を、「その時には」に修正します。明治7年の記録には、図面はありません。「表門」という記載が見られるだけです。

<会長>

本堂のように仮がついていないから、再建ではない可能性があることを言いたいのですが、明治7年には図がないので、山門が「表門」として記されているとは言いきれないので、「表門」の記載があるにし、明治22年の図があることから、それ以前の建立であることが確かであるという文章にしてはどうでしょうか。

<事務局>

文章を調整し、そのように修正します。

<事務局>

登録2「山口家資料」の説明書についてです。事前に郵送した資料からの修正点はありません。前回の審議会から修正した箇所につきまして報告します。5頁「5説明(1)概要」3行目にある「写真」を、フィルムなどを含むので「写真類」としました。4行目に、現在は石神井公園ふるさと文化館の所蔵であることを明示しました。「5説明(2)山口家と練馬三陽種苗商会の沿革」では、2行目から4行目で、根菜類と葉菜類の具体的名称を削除し、文章を整理しました。下から5行目で、「会社組織を採り」という表現を削除し、文章を整理しました。下から4行目から3行目で、品種名が正式な名称ではないため、賞状に記されている表現なので、鍵かっこにしました。

6頁から7頁にある「5説明(3)練馬三陽種苗照会関連資料」「(4)北町地域関連資料」「(5)山口家関連資料」では、リード文の位置に総括的な文章を入れ、文書類、写真類、民具の文章で、説明内容に重複がないように整理しました。

7頁の「6登録に理由」では、「近代」を「大正・昭和期」にし、価値について「地域のおよび歴史的」と併記しました。

<会長>

登録の2に関してですが、何かご意見がありましたらお願いいたします。

ないようでしたら私から確認したいことがあります。練馬三陽種苗株式会社は、北区滝野川に本社、練馬に営業所とあるのですが、滝野川の本社があるのに、社名は練馬とつけているのですか。

<事務局>

その通りです。

<会長>

5頁から6頁の、「現在は三陽種苗照会の名を継いだ園芸店が営まれている」とありますが、これは、北区ではなく、練馬区の方でいいのですか。誤解がないように、練馬区のどこと入れてはどうでしょうか。

<事務局>

ご指摘いただいたように、「練馬区北町で」営まれていると、練馬区とわかるように明記するようにします。

<会長>

他にないようですので、平成30年度の文化財登録の答申の伝達を終わります。

その他で事務局から何かありますか。

<事務局>

答申後の流れの説明

<会長>

その他で何かございますか。

<文化・生涯学習課長>

来年の予定ですが、2月17日の日曜日に、生涯学習センター・ホールにおいて「第18回郷土芸能 ねりま座」が開催されます。区内お囃子の16団体のうちの4団体によるお囃子と埼玉県秩父市の秩父歌舞伎正和会による秩父歌舞伎が披露されます。

続きまして、第16期練馬区文化財保護審議会委員の任期ですが、来年3月末日で任期満了となります。先程、教育長が挨拶の中でお願いさせていただきましたが、先生方におかれましては、来年度につきましても引き続きご就任いただければと考えております。

新年になりましたら、関係書類を郵送させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。2年間大変ありがとうございました。

<会長>

これもちまして平成30年度の審議会を終了します。ありがとうございました。